

# 第1回オストメイト福祉施策調査報告書

## 都道府県・指定都市障害福祉担当部門アンケート

調査月 平成15年11月

平成16年3月：社団法人日本オストミー協会

### 1. はじめに

社団法人日本オストミー協会は、人工膀胱や人工肛門造設障害者であるオストメイトの社会福祉の必要性を広く訴え、その福祉向上を促進するべく努力している。

平成15年度においては、20年来の陳情活動が結実し国の身体障害認定基準が改正され、これまで一部のオストメイトは障害者として認定されなかったが、オストメイト全員が無条件で身体障害4級に認定されることになった。

しかしながら、まだまだオストメイトの福祉に関しては問題点があり、福祉行政担当部門の理解を得ながら更なる福祉の向上を図る必要がある。

そこで、現在、オストメイトが抱える福祉施策上の問題点を的確に把握し、その実態を明らかにするため、都道府県および指定都市の福祉行政担当部門に対して「オストメイト福祉施策」に関するアンケート調査を実施した。

調査項目は次の三項目である。

- オストメイト対応トイレの設置について
- 災害時におけるストーマ用装具の供給について
- ホームヘルパーによるオストメイトのパウチ交換介助について

今回の調査に当たり、ご多忙にもかかわらずご高配を賜りご協力頂きました各都道府県・指定都市の関係各位に対して謹んで御礼申し上げます。

### 2. アンケート調査項目

- ① 『まちづくり条例』にオストメイト対応トイレの設置を義務付けているか。まだそのような制定を行っていない場合、将来義務付ける方針を持っているか。
- ② 平成15年度に『ハートビル法』が改正されて一定規模以上の建築物において、オストメイト対応トイレの設置が『建築設計標準』に盛り込まれている。  
各自治体では『まちづくり条例』に改正ハートビル法の『建築設計標準』の内容を盛り込む方針があるか。
- ③ オストメイト対応トイレは、平成11年に千葉県に設置されて以来、全国で800箇所以上設置されるようになったが、各自治体の予算措置、または直接指導で設置されたオストメイト対応トイレは何カ所あるか。また、市町村やその他のオストメイト対応トイレは何カ所あるか。
- ④ 平成7年1月に発生した阪神淡路大震災は、オストメイトにとって広域災害時のストーマ用装具の入手が非常に困難であるとの問題を再認識する契機となった。大阪府においては、大阪医療器械協会と『災害用医療機器等の供給に関する協定』を締結し、「ストーマ用装具」を災害用医療機器に含め、災害時に供給できるようにした。  
他の自治体においても「ストーマ用装具」を「災害用医療機器」等に含め、災害時に供給でき

るような施策がとられているか。含まれていない場合は、将来どのような施策をとる方針か。

- ⑤ 平成 12 年度より施行された「介護保険法」に基づくオストメイトのパウチ交換は医療行為（明文化されていない）とされており、ホームヘルパーの業務外となっている。

しかし、パウチ交換は 1 日数回になる場合もあり、おむつ交換と同様な排泄処理行為である。現在、(社)日本オストミー協会では厚生労働省に、ホームヘルパーがパウチ交換を業務としてできるよう陳情をしているが進展していない。

自治体によっては、すでにホームヘルパーが「パウチ交換の介助」を行なっていると聞いているが、各自治体の実施状況はどうなっているか。

- ⑥ 自治体福祉担当者は、(社)日本オストミー協会、協会支部、役員、オストメイト等に関して普段どのように思っているか。

### 3. 調査対象と調査票数

表 1 アンケート回収結果

区 分	調査数	回収数	回収率(%)
都道府県	47	37	78.7
指定都市	13	11	84.6
合 計	60	48	80.0

### 4. アンケート結果の概要

#### (1) 『まちづくり条例』とオストメイト対応トイレの関連

『まちづくり条例』でオストメイト対応トイレの設置を義務付けている地方自治体は、大阪府、島根県、鹿児島県の 3 府県と川崎市であり、北海道は努力義務規定を設けている。

表 2 『まちづくり条例』とオストメイト対応トイレ設置

区 分	回 収 数	『まちづくり条例』の オストメイト対応トイレ設置義務					『まちづくり条例』に 『改正ハートビル法』 の建築設計標準を盛り 込む	
		現 在			将 来		盛り込む	盛り込まない
		義務づける	義務づけていない	無回答	義務づけたい	義務づけたくない		
都道府県	37	3	34	0	13	7	20	4
割合		8.1%	91.9%	0.0%	35.1%	18.9%	54.1%	10.8%
指定都市	11	1	8	2	2	1	1	3
割合		9.1%	72.7%	18.2%	18.2%	9.1%	9.1%	27.3%
全 体	48	4	42	2	15	8	21	7
割合		8.3%	87.5%	4.2%	31.3%	16.7%	43.8%	14.6%

現在、設置を義務付けていない 34 道府県 8 都市のうち、将来義務付けたいとしている自治体は、13 道府県 2 都市で、将来も義務付ける方針のない自治体は 7 県 1 都市であった。どちらとも回答せず、検討課題、検討中や見直す予定と回答したところは、11 県 4 都市であった。

総合すると、『まちづくり条例』にオストメイト対応トイレの設置を義務付けていない自治体の約 7 割が義務付けたいとするか、将来の検討課題としている。

#### (2) オストメイト対応トイレの設置状況

オストメイト対応トイレの設置は、自治体の予算措置や直接指導により設置されたものが都道府県管轄では 410 箇所、指定都市管轄では 87 箇所あり、民間その他の設置は都道府県で 237 箇所、指定都市で 85 箇所になっている。これらを合わせた設置総数は 819 箇所である。

このほかに、施工中または設置予定と回答のあったものは、都道府県では 49 箇所、指定都市では 56 箇所合計 105 箇所になる。今回の調査には、東京都などから回答が得られなかったため、実数はこれらの数値よりかなり上回ると考えられる。

これはオストメイト対応トイレの設置の必要性が充分とはいえないまでも、全国的に認知され始めたことを裏付けている。

表 3 オストメイト対応トイレの設置数

区 分	オストメイト対応トイレの設置数			今後の設置予定数
	直接設置	その他設置	合 計	
都道府県	410	237	647	49
指定都市	87	85	172	56
合 計	497	322	819	105

### (3)広域大災害時におけるストーマ用装具供給の動向

阪神淡路大震災のような広域大災害が発生した場合、オストメイトが日常必要とするストーマ用装具の非常時緊急手配を行うために、ストーマ用装具を災害用医療機器に含めている自治体は 37 都道府県 11 指定都市中わずかに 6 府県に過ぎない。将来含めたいとする自治体は 6 県 2 都市で、検討中あるいは検討したいとする自治体を含めても 15 県 7 都市程度に止まっている。

オストメイトにとって、死活問題ともなりかねないストーマ用装具の災害時緊急供給に関して、施策の立ち遅れがみられる。したがって、行政サイドに正しい理解を求め、災害発生時の緊急時にストーマ用装具を必要としているオストメイトに対して、緊急支給する体制の確立を図るよう強く要望していかなければならない。

表 4 災害時のストーマ用装具供給の検討

区 分	回収数	災害用医療機器にストーマ用装具を含める検討の有無					
		現 在			将 来		
		含めている	含めていない	無回答	含めたい	含めない	検討中 検討予定
都道府県	37	6	28	3	6	10	9
割合		16.2%	75.7%	8.1%	16.2%	27.0%	24.3%
指定都市	11	0	9	2	2	1	5
割合		0.0%	81.8%	18.2%	18.2%	9.1%	45.5%
合 計	48	6	37	5	8	11	14
割合		12.5%	77.1%	10.4%	16.7%	22.9%	29.2%

### (4)ホームヘルパーによるパウチ交換介助の状況

オストメイトのパウチ交換は、介護保険制度では医療行為とみなされ、ホームヘルパーが業務としてパウチ交換をすることができないとされている。

しかしながら、オストメイトの高齢化にともない在宅介護が増加するにつれて、オストメ

イが寝たきりの状態などで自力ではパウチ交換ができない状態が顕在化している。オストメイトにとって、パウチ交換は人間としての尊厳に関わる問題であり、また、日常的に時と場所を選ばず必要とされる問題でもある。教育・訓練を受けたホームヘルパーが何時でも何処でも業務としてパウチ交換ができるようにすることは、オストメイトの介護にとって必要不可欠である。

そこで、ホームヘルパーがパウチ交換をすることが出来るまでの一つの方法として、一部の自治体において介護保険制度の運用上の工夫により、ホームヘルパーによるパウチ交換の介助を認めているところもあるのでその実態を調査した。

調査の結果、ホームヘルパーによるパウチ交換の介助を実施している自治体は、3 県 2 都市であり、明確な回答は得られていないが、主治医の判断により県として市町村や業者に対応が可能として指導しているところがそれぞれ1箇所あった。検討中との回答は1 県 1 都市で、ほとんどが国や他の自治体の動向を見てから判断するとしている。

ホームヘルパーによるパウチ交換の介助は、あくまでも現状改善までの次善策であり、当協会が主張している『ホームヘルパー介護によるパウチ交換』実現へのワンステップとして必要である。

いずれにしても、在宅介護におけるオストメイトの排泄処理に関しては、ストーマケアの知識と実技を習得した看護師とホームヘルパーが、医師の指導の下でかつオストミー専門看護師(E T ナース・WOC 看護師)の助言を受けて、オーバーラップした形で対処できるよう早期に改善して頂くべく行政および医療関係者をお願いしていかねばならない。

表 5 ホームヘルパーによるパウチ交換介助の状況

区 分	回収数	パウチ交換介助の現況			今後の対応		
		実施している	実施していない	無回答	検討中	実施する予定なし	無回答
都道府県	37	3	23	11	1	18	18
割合		8.1%	62.2%	29.7%	2.7%	48.6%	48.6%
指定都市	11	2	8	1	1	6	4
割合		18.2%	72.7%	9.1%	9.1%	54.5%	36.4%
合 計	48	5	31	12	2	24	22
割合		10.4%	64.6%	25.0%	4.2%	50.0%	45.8%

#### (5)福祉行政担当部門からのコメント

今回のアンケート調査では、8 府県 2 指定都市の福祉行政担当部門から当協会の活動に対して心温まるコメントを頂いた。

県名	コ メ ン ト
宮城県	宮城県におきましても、「オストメイト社会適応訓練事業」を宮城県支部に委託し、事業の積極的な推進にご協力戴き感謝申し上げます。今後ともオストメイトの社会参加の推進にご尽力いただきますようお願い致します。
秋田県	貴協会がオストメイトの福祉の向上に多大な貢献をしていることに敬意を表します。当課としても、引き続きオストメイトの日常生活及び社会生活の利便性の向上に努めてまいります。

県名	コメント
山形県	H15年度バリアフリー化推進功労者として貴会の村山様の活動が紹介されております。貴会の活動の一助になるために、山形県としても広く施策の充実に努める所存です。
神奈川県	病院等におけるピアカウンセリングの実施等、広範囲な活動には感謝しております。今後とも幅広くPR活動等も実施され、一層活発な団体活動を期待しております。
長野県	平成15年4月から身体障害認定基準の改正から永久ストーマを造設している方すべてに手帳が交付されることとなりました。本県でも、これを受け改正以前よりもかなり多くの申請者が認定されております。今後とも本県を含め、さらに多くの方が福祉制度を受けられることと思います。
大阪府	オストメイト対応トイレの活用のため、設置箇所等の情報提供が重要と考える。
香川県	本年度、障害福祉課において、県有施設におけるオストメイトトイレ整備基準を定め関係各課に周知し、各市町にも参考資料として配布するなど、オストメイト対応トイレの普及に努めています。当事者の側からも、その必要性について根気よく関係各所に訴えていってください。
佐賀県	オストメイトの方々の社会参加を促進するために、一般の方々の理解が深まるよう、啓発活動を強化する必要があると考えている。協会さんでは、社会へ向けたアピール等理解促進のための取組みをされていますか。
横浜市	オストメイトの方々の社会参加のための環境整備は充分とはいえません。皆様方が安心して生活が送れるよう生活の場、医療等の環境整備を引続き進めてまいります。当事者の皆様方の御理解ご協力をお願いいたします。
川崎市	川崎市といたしましては、今後とも、オストメイトの皆様方の地域生活を支援する立場から、オストメイト対応の多機能トイレの設置を含め、福祉政策の充実に努めてまいりたいと考えております。

表6 オストメイト福祉施策に関する調査総括

都道府県名 指定都市名	『まちづくり条例』のオストメイト対応トイレの設置義務					『まちづくり条例』に『改正ハートビル法』の建築設計標準を盛り込む		オストメイト対応トイレの設置数			災害用医療機器に ストーマ用器具を含める				ホームヘルパーによるバウチ交換介助			
	現 在		符 来			盛り込む	盛り込まない	直接 設置	その他 設置	合 計	現 在		符 来		現 況		今後の対応	
	義務づける	義務づけて いない	無回答	義務 づけたい	義務 づけたくない						含めて いる	含めて いない	含めたい	含めない	実施して いる	実施して いない	検討中	実施する 予定なし
北海道		○		○			○	3	3	6								
青森県			○					-	-	-								
岩手県		○			○			1	8	9		○		○		○		○
宮城県		○						6	-	6		○				○		○
秋田県		○			○			12	9	21		○	○		○			
山形県		○						0	1	1		○		○		○		○
福島県		○			○			7	4	11		○		○		○		○
茨城県		○			○			10	14	24		○		○		○	○	
栃木県		○						3	11	14		○						
群馬県		○						5	0	5		○				○		○
埼玉県		○						8	6	14		○				○		○
千葉県		○			○			9	31	40		○	○			○		○
東京都			○					-	-	-								
神奈川県		○						33	-	33		○						
山梨県		○			○			3	-	3		○				○		
新潟県		○				○		1	4	5		○						
富山県			○					-	-	-								
石川県		○				○		3	7	10		○	○					
福井県			○					-	-	-								
長野県		○						-	-	-		○		○				
岐阜県		○						0	13	13		○			○			
静岡県		○						7	32	39		○						
愛知県		○			○			98		98		○				○		○
三重県		○			○			8	5	13		○		○		○		○
滋賀県		○						43	0	43						○		
京都府			○					-	-	-								
大阪府	○							40	6	46		○				○		○
兵庫県			○					-	-	-								
奈良県		○						5	3	8						○		○
和歌山県		○				○		7	1	8		○	○		○			
鳥取県			○					-	-	-								
島根県	○							19	10	29		○				○		○
岡山県		○			○			12	-	12		○	○			○		○
広島県		○			○			-	-	0		○		○		○		
山口県		○			○			15	27	42		○		○		○		○
徳島県			○					-	-	-								
香川県		○						1	1	2		○	○			○		○
愛媛県		○						0	-	-		○				○		
高知県		○						0	0	0		○						
福岡県		○			○			2	21	23		○		○				
佐賀県		○				○		4	2	6		○		○		○		○
長崎県			○					-	-	-								
熊本県		○			○			2	0	2		○						
大分県		○				○		4	10	14		○						
宮崎県			○					-	-	-								
鹿児島県	○							18	-	18		○				○		○
沖縄県		○			○			21	8	29		○				○		○
<b>都道府県合計</b>	<b>3</b>	<b>34</b>	<b>10</b>	<b>13</b>	<b>7</b>	<b>20</b>	<b>4</b>	<b>410</b>	<b>237</b>	<b>647</b>	<b>6</b>	<b>28</b>	<b>6</b>	<b>10</b>	<b>3</b>	<b>23</b>	<b>1</b>	<b>18</b>
札幌市		○						16	12	28						○		○
仙台市			○					-	-	-								
さいたま市			○					11	-	11		○				○		
千葉市			○					5	-	5		○	○			○		○
横浜市		○			○			31	30	61		○	○		○			
川崎市	○			-	-	○		6	2	8		○				○		○
名古屋市		○						1	28	29								
京都市		○						2	6	8		○				○	○	
大阪市			○					-	-	-								
神戸市		○						1	-	1		○				○		○
広島市		○			○			8	-	8		○		○		○		○
福岡市		○						4	6	10		○				○		○
北九州市		○			○			2	1	3		○			○			
<b>指定都市合計</b>	<b>1</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>87</b>	<b>85</b>	<b>172</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>6</b>
甲府市								0	-	0						○		
島根県浜田市								0	2	2						○		○
島根県江津市								1	-	1		○				○		

表7 『まちづくり条例』とオストメイト対応トイレの設置に関する調査

都道府県名 指定都市名	『まちづくり条例』のオストメイト対応トイレの設置義務						『まちづくり条例』に『改正ハートビル法』の建築設計標準を盛り込む			オストメイト対応トイレ設置数		
	現 在			将 来			盛り込む	盛り込まない	コメント	現 在		今後の設置 予定数
	義務づける	義務づけていない	コメント	義務づきたい	義務づけない	コメント				直接設置	その他設置	
北海道		○	条例上整備基準は適合努力義務規定	○		今後の情勢変化を見極める		○	条例の整備基準に規定済み	3	3	6
青森県												0
岩手県		○			○	努力義務として整備項目盛り込みを検討中	○			1	8	9
宮城県		○				16年度末用途に整備基準を見直す予定			整備基準見直しの中で検討	6	—	6
秋田県		○		○			○			12	9	21
山形県		○				検討中			条例改正実施は検討中。改正時には検討	0	1	1
福島県		○		○					未定	7	4	11
茨城県		○		○					検討中	10	14	24
栃木県		○				今後検討する	○			3	11	14
群馬県		○	(人に優しい福祉まちづくり条例一部施行)			条例に基づく施行規則(整備基準)で検討	○			5	—	5
埼玉県		○				条例を見直し中、「望ましい基準」とする予定	○		すべての内容を盛り込むわけではない	8	6	14
千葉県		○		○		施設規模によって設置を義務づける予定	○			9	31	40
東京都												0
神奈川県		○				現時点では未定			まちづくり条例のガイドブックに設置が望ましいと盛り込み済み	33	—	33
山梨県		○		○			○			3	—	3
新潟県		○			○		○		10,000㎡以上の施設に洗浄設備設置を要望	1	4	5
富山県		○			○	義務付けは困難、施設整備マニュアルで対応		○				
石川県										3	7	10
福井県												0
長野県		○				目標とする基準への盛り込みを検討中			設計マニュアルの模範事例として盛り込む予定	—	—	0
岐阜県		○				検討中			検討中	0	13	13
静岡県		○				未定		○		7	32	39
愛知県		○		○		検討中	○		設計標準の内容を参考に検討する	98		98
三重県		○	(バリアフリーのまちづくり推進条例)	○		施行規則改正時(16年)に努力義務として規定予定			整備マニュアルに盛り込む予定	8	5	13
滋賀県		○				義務付けも含めて整備基準を検討中			条例に基づく設計マニュアル改正時に記載を検討予定	43	—	43
京都府												0
大阪府	○		一定規模以上、事前協議を義務付け				○		すでに実施	40	6	46
兵庫県												0
奈良県		○				必要性に応じて検討する			必要性に応じて検討する	5	3	8
和歌山県		○			○	整備基準等検討中	○		整備基準等検討中	7	1	8
鳥取県												0
島根県	○						○		検討中	19	10	29
岡山県		○			○			○		12	—	12
広島県		○		○			○		将来的には盛り込む	—	—	0
山口県		○		○			○		(一部)	15	27	42
徳島県												0
香川県		○				直ちに義務付けることは困難、今後については検討する			未定	1	1	2
愛媛県		○				未定			未定	0	—	0
高知県		○				今後の検討課題			今後の検討課題	0	0	0
福岡県		○		○		規則の改正を検討中	○			2	21	23
佐賀県		○			○	配慮事項などに入れるか否か検討中	○		一部を参考にして整備基準を改正する	4	2	6
長崎県												0
熊本県		○		○			○		設計基準の一部を盛り込む方針	2	—	2
大分県		○			○		○			4	10	14
宮崎県												0
鹿児島県	○		「目標となる基準」の努力目標として規定				○		既に「目標となる基準」に規定済	18	—	18
沖縄県		○		○			○			21	8	29
<b>都道府県合計</b>	<b>3</b>	<b>34</b>		<b>13</b>	<b>7</b>		<b>20</b>	<b>4</b>		<b>410</b>	<b>237</b>	<b>647</b>
札幌市		○				検討中			条例の変更、対応トイレの設置を検討中	16	12	28
仙台市												
さいたま市			(福祉のまちづくり整備基準マニュアル)			多機能トイレ規定で推奨基準として整備中			条例施行細則の整備基準策定で検討する	11	—	11
千葉市			まちづくり条例を制定していない							5	—	5
横浜市		○		○		整備基準に対応トイレ設備を盛り込み(H15.7)		○	現行まちづくり条例整備基準に同内容記載済	31	30	61
川崎市	○		整備基準(施行細則)を改正(H15.11)	—	—	事業者向け解説書に望ましい水準を記載	○			6	2	8
名古屋市		○								1	28	29
京都市		○	人にやさしい建築物の整備基準等を定める条例の制定予定			左記条例に対応トイレの基準を盛り込む予定			対象建築物の範囲、義務・努力規定など整備基準を検討中	2	6	8
大阪市												0
神戸市		○				県の福祉のまちづくり条例に基づく			県の見解による	1	—	1
広島市		○		○				○		8	—	8
福岡市		○				検討課題			検討課題	4	6	10
北九州市		○			○			○		2	1	3
<b>指定都市合計</b>	<b>1</b>	<b>8</b>		<b>2</b>	<b>1</b>		<b>1</b>	<b>3</b>		<b>87</b>	<b>85</b>	<b>172</b>
甲府市			山梨県障害者居住条例に基づく事務委任							0	—	0

表8 ストーマ用器具の災害用医療機器指定に関する調査

都道府県名 指定都市名	現在、災害用医療機器にストーマ用器具を含めているか			将来、災害用医療機器にストーマ用器具を含めるか		
	含めている	含めていない	コメント	含めたい	含めない	コメント
北海道			個別事例による(医療政策課)			
青森県						
岩手県		○			○	現在検討は行っていない
宮城県		○				検討中
秋田県		○		○		
山形県		○			○	
福島県		○			○	
茨城県		○			○	
栃木県		○				今後検討していく
群馬県		○				検討中
埼玉県		○				現在検討は行っていない
千葉県		○		○		流通備蓄システムによる供給体制が確立している他品目を参考に制度作りを検討する
東京都						
神奈川県	○					
山梨県		○				今後検討していきたい
新潟県		○				現在具体的な予定はない
富山県						
石川県		○		○		要望があれば検討したい
福井県						
長野県		○			○	
岐阜県		○				今後検討
静岡県		○	薬については卸協同組合の協力体制があるが、ストーマ器具は対象外			供給方法などを業者と相談中(種類、備蓄方法なども検討する必要がある)
愛知県		○				
三重県		○			○	現在災害用医療機器については医療機関の自主性に任せている
滋賀県			協定などはない			現在検討は行っていない
京都府						
大阪府	○					
兵庫県						
奈良県			大阪府と異なり「医療機器協会」のような団体がないので協定を結ぶ体制とはとれない			現状は市町村を窓口として業者の在庫で対応。災害時物資調達計画の中で対応を検討したい
和歌山県		○		○		検討中
鳥取県						
島根県	○					
岡山県		○		○		
広島県		○			○	「災害用医療機器」は応急処置を要する機器を前提。被災地近隣の機関より調達可能なものは、これらの機関から供給することとしている
山口県		○			○	
徳島県						
香川県		○		○		必要と認められるものについては順次品目に含めていくこととしている
愛媛県	○		医薬用機器、薬材等については品目を列挙せずに協定を締結している			
高知県		○				今後の検討課題
福岡県		○			○	
佐賀県		○			○	
長崎県						
熊本県		○				未定
大分県	○					
宮崎県						
鹿児島県	○					
沖縄県		○				検討したい
<b>都道府県合計</b>	<b>6</b>	<b>28</b>		<b>6</b>	<b>10</b>	
札幌市						個別品目指定はしないが、包括的にストーマ用器具も供給してもらう協定を15年度中に締結する予定
仙台市						
さいたま市		○				今後オストメイトの把握に努め検討したい
千葉市		○		○		
横浜市		○	薬剤師会との災害時供給協力に関する協定にはストーマ器具は対象外	○		ストーマ業者と緊急時の供給について協力を求めていく
川崎市		○				未定
名古屋市						
京都市		○				今後検討を進めていきたい
大阪市						
神戸市		○				課題として今後関係機関と検討したい
広島市		○			○	
福岡市		○				検討課題
北九州市		○				
<b>指定都市合計</b>	<b>0</b>	<b>9</b>		<b>2</b>	<b>1</b>	
甲府市			医療機器、資材等を個別列挙せず包括的に協定している			県の指導に従う



表9 ホームヘルパーによるパウチ交換介助に関する調査

都道府県名 指定都市名	ホームヘルパーによるパウチ交換介助の現況			今後の対応		
	実施している	実施していない	コメント	検討中	実施する 予定なし	コメント
北海道			主治医の判断による(介護保険課)			
青森県						
岩手県		○			○	
宮城県		○			○	
秋田県	○		「介助」行為の範囲が明確でないため実施については認めていない 本人の交換を手伝う程度			
山形県		○			○	
福島県		○			○	(国の基準による)
茨城県		○		○		
栃木県			本県では、医療行為に当たる行為はホームヘルパーは実施できないとしている。質問の交換介助は具体的でないので、医療行為に当たるか判断が困難。			
群馬県		○			○	
埼玉県		○			○	
千葉県		○			○	
東京都						
神奈川県			県としては本人に対する介助として対応が可能と市町村・業者に対して指導している			
山梨県		○				(国の検討による方針に従う)
新潟県			可能と判断するが、実施状況は把握していない			
富山県						
石川県			県としてはホームヘルパーの事業は実施していないので、民間各事業所ごとの対応となる			
福井県						
長野県			実態について把握していない			
岐阜県	○					
静岡県			県ホームヘルパー連絡協議会に確認中			
愛知県		○			○	
三重県		○			○	厚生労働省の指導に従って実施する 今後国の動向に留意していく
滋賀県		○				
京都府						
大阪府		○			○	
兵庫県						
奈良県		○			○	
和歌山県	○					
鳥取県						
島根県		○			○	
岡山県		○			○	
広島県		○				当事者ニーズを踏まえ、必要があれば検討することも可とする
山口県		○			○	
徳島県						
香川県		○			○	
愛媛県		○				厚生労働省の対応に従う
高知県			把握できていない			
福岡県			把握していない			
佐賀県		○			○	
長崎県						
熊本県						
大分県			不明(把握していないため)			
宮崎県						
鹿児島県		○			○	
沖縄県		○			○	
<b>都道府県合計</b>	<b>3</b>	<b>23</b>		<b>1</b>	<b>18</b>	
札幌市		○			○	
仙台市						
さいたま市		○				介護保険法に基づいて対応したい
千葉市		○			○	
横浜市	○					
川崎市		○	具体的な介助場面において、どこまでを「パウチ交換の介助」と捉えるかという問題がある。現状では介助は行っていないと認識している。		○	
名古屋市		○				
京都市				○		
大阪市						
神戸市		○			○	
広島市		○			○	
福岡市		○			○	厚生労働省の方針次第
北九州市	○		医療行為に当たるかどうかは個別に判断。明確な基準はなく、介助ということであれば実施している			
<b>指定都市合計</b>	<b>2</b>	<b>8</b>		<b>1</b>	<b>6</b>	
甲府市		○				県の指導に従う